

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	富士古河E & C株式会社			コード	1775		
提出日	2024/6/5		異動（予定）日	2024/6/21			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	伊藤 久美	社外取締役	○													○	有	
2	山口 和良	社外取締役	○													○	有	
3	三品 篤	社外取締役	○													○	新任	有
4	柏木 隆宏	社外監査役											○					
5	遠藤 健二	社外監査役	○											△			有	
6	垣内 良	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	伊藤久美氏は、グローバル企業などの豊富な経験と、経営者としての高い見識に基づき、当社の経営の監督機能強化の役割を担うとともに、マーケティング、IT、グローバル戦略、ダイバーシティ等に関し有用な助言・提言をいただくことにより、業務執行に係る意思決定の妥当性・適法性確保に寄与いただいております。 また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関して東京証券取引所が定める項目に該当するものではないと判断しております。
2	該当事項なし	山口和良氏は、長年にわたる大手鉄鋼メーカーでの営業部門の責任者としての経験と、経営者としての高い見識に基づき、当社の経営の監督機能強化の役割を担うとともに、経営全般に関し有用な助言・提言をいただくことにより、業務執行に係る意思決定の妥当性・適法性確保に寄与いただいております。 また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関して東京証券取引所が定める項目に該当するものではないと判断しております。
3	該当事項なし	三品篤氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、法律に関する知識を活かした弁護士としての専門的見地から、コンプライアンス強化に資する有用な助言・提言を頂けるものと考え、選任をお願いするものであります。 また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関して東京証券取引所が定める項目に該当するものではないと判断しております。
4		
5	遠藤健二氏は、2017年6月まで当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属しておりました。当社と同監査法人との間には、監査報酬等の支払の取引がありますが、その監査報酬等は、同監査法人の総収入に占める割合が0.1%にも満たない僅少なものであります。また、同氏は、2009年度まで同監査法人において当社の監査業務に携わっておりましたが、以降一切当社の監査業務に携わっておりません。	遠藤健二氏は、公認会計士の資格を有しており、会計監査経験に基づく高い識見に基づき、経営監査機能の強化の職責を果たすとともに、取締役会、監査役会において、財務・会計並びにディスクロージャーに関し有用な助言・提言をいただくことにより、意思決定の妥当性・適法性確保に寄与いただいております。 また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関して東京証券取引所が定める項目に該当するものではないと判断しております。
6	該当事項なし	垣内良氏は、国税職員及び税理士としての経験を重ね、税務、財務及び会計に関する豊富な専門知識を有していることから、適切な監査を実施いただけるものと考えております。 また、当社の主要取引先・主要株主の業務執行者でないなど、独立性に関して金融商品取引所が定める項目に該当するものではないと判断し、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。